

空き家をお持ちの方へ

＼ 空き家等の利活用 /

移住定住の促進や地域の活性化のために「空家バンク制度」に取り組んでいます。

【空家バンク制度】とは、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から情報提供を受けて、空家バンクに登録した物件をホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。

- 空家バンク制度以外にも様々な事業を行っています。お気軽にご相談ください。



移住者住宅補助事業

- 移住者の方が住宅を購入した場合に助成金の交付があります。

住宅リフォーム支援事業

- 住宅のリフォームや増改築を行う場合に補助金を利用できます。

木造住宅耐震改修等補助事業

- 木造住宅への耐震改修計画・耐震改修工事への補助金を利用できます。

☎ 建設課都市計画住宅係 ☎72-5246

地震の備え、あなたの家は大丈夫？

北秋田市木造住宅耐震診断支援

木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、安全を確保するため、木造住宅の耐震診断を希望する方には「耐震診断士」を派遣します。



大丈夫？安全かな？

【対象となる住宅】

市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅(併用住宅の場合は住宅部分の面積が1/2以上)。

【対象となる方】

対象住宅を所有する個人で、市税を滞納していない方。

【費用】 自己負担額・・・1万円

【申込締切】 11月22日(金)

- 申請の前に、まずはご相談ください。



☎ 建設課都市計画住宅係 ☎72-5246

北秋田市 住まいる応援事業 住宅リフォーム支援事業を活用ください！

☎ 建設課都市計画住宅係 ☎72-5246

市民の皆さんが市内業者を利用して、住宅のリフォームまたは増改築を行う場合に、補助金を交付する制度です。対象となる工事の種類と補助額は①～③の3種類で、④、⑤は該当する方への加算です。

1 一般型 持ち家住宅のリフォーム・増改築工事

工事費の 10% 最大 10万円

2 子育て応援型

18歳以下の子どもが同居している世帯が行う工事

工事費の 15% 最大 30万円

3 中古住宅購入型

築10年以上の中古住宅を購入して行う工事

工事費の 20% 最大 40万円

■ 対象者

- 市に住民登録をされている方
- 市税を滞納していない方
(工事する住宅に住む家族を含む)

■ 対象住宅

- 市内にある住宅(別荘等を除き、新築から1年以上経過していること)
- 賃貸(賃貸予定も含む)をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分が面積の2分の1以上の住宅
- 申請者または親や子が所有し、かつ居住する住宅

■ 対象工事

- 補助対象となる工事費用が30万円以上(税込)の工事
- 市内に本店のある業者または住民登録された個人事業主が施工する工事

■ 申請場所

建設課都市計画住宅係(森吉庁舎)、生活環境課くらしの安全係(本庁舎)、合川・阿仁総合窓口センター

■ 申請方法

工事着手前に補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

①～③共通 / 工事契約書または請書の写し / 内訳明細書または見積書の写し / 工事着工前(全施工箇所)の写真 / 住宅の全景写真 / 図面 / その他必要と認める書類

該当する方のみへの加算

4 移住者応援型

定住目的に移住者が行う①～③のリフォーム・増改築工事への加算

工事費の 15% 最大 30万円

5 下水道接続工事

①～③のリフォーム工事のうち、排水設備工事(下水道接続工事・浄化槽設置工事)を行った方への加算

定額 5万円

※以下の項目に該当する場合の必要書類

- ・申請者と居住者が異なる場合:戸籍謄本等、関係がわかるもの
- ・リフォーム後に転居する場合:誓約書
- ・③の場合:不動産登記簿謄本の写し/売買契約書の写し
- ・移住者の場合:戸籍の附票、納税証明書(前住所地のもの)

■ 注意事項

- ▷①～③の申請は併用できません。
- ▷②は同居している祖父母の申請も可能です。
- ▷③は令和5年4月1日以降に取得した中古住宅に限りです。
- ▷補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです。
- ▷令和4年度以降に交付を受けた補助金額が限度額に達していない場合、再度申請することができます。
- ▷実績報告書の提出期限は令和7年3月7日までです。

◆ 補助対象にならないもの

- ▷対象工事が重複する市補助制度の補助金受給額(木造住宅耐震補助、浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など)。
- ▷公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事費用。
- ▷門・塀等、いわゆる外構工事費用。
- ▷その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事費用。
- ▷交付決定前に着工したもの。

※その他、申請に必要な書類については、市ホームページまたは各窓口を設置している申請書などをご確認ください。



農 林 information

■ 獣害を防止する電気柵等の設置費用に補助します

事業 / 獣害防止対策事業

対象 / 電気柵、防護柵、防獣ネット等
金額 / 補助対象品の導入に係る費用(税抜き)の1/3以内(千円未満切り捨て)

上限 / 1申請(個人、法人、組織)5万円
※補助金の申請は、1交付対象者につき年度内1回限り。

☎ 農林課農業振興係 ☎62-5514

■ 有害鳥獣を誘引する樹木の伐採に補助します

事業 / 果樹木伐採事業

対象 / 有害捕獲が困難な住宅地や通学路等の沿線にある果樹木の伐採

金額 / 3,100円、7,800円、14,700円
(幹回りによって変動します)

高所作業車等が必要な場合に限り、経費の1/2補助(上限5万円)
※営利を目的に植え付けされた果樹木や、山中の果樹木は対象外。

☎ 農林課森林環境係 ☎62-5517

■ 自治会等が管理する作業道の補修・保全に補助します

対象 / 自治会等作業道管理団体、作業道受益者が組織する団体等

金額 / 100万円(予算の範囲内)
要件 / 作業道等の通行が困難で、3年以内に間伐や皆伐等の森林施業を行うこと

内容 / 次の補助メニューの組み合わせで、100万円を上限に補助
・補修委託経費(上限80万円)
・機械借上経費(上限50万円)
・原材料費(上限30万円)
・倒木処理(上限10万円)

■ 森林整備(造林事業)に補助します

対象 / 新植から間伐を実施する森林所有者、または委託を受けた事業者

内容 / 新植から間伐まで施業別に補助
※実施内容により補助率は変わりますが、補助事業をご活用することで、ほぼ森林所有者のご負担はありません。
この機会にぜひご検討ください。

■ 林道の維持管理に補助します

対象 / 自治会等林道管理団体、林道受益者が組織する団体等

金額 / 24,000円～114,000円
(実施する距離により変動します)

内容 / 草刈り、側溝整備、路面敷砂利等、巡回パトロール

※複数路線の実施も可能です。

☎ 農林課農山村保全係 ☎84-8103

クマなどに注意してください！



◀秋田県野生動物情報マップ(スマートフォン版)